

令和8年度

熊本市市民との

協働による鳥獣対策事業の公募チラシ

「地域ぐるみ」の鳥獣対策へ

募集



はじめに

住宅地でイノシシ、ニホンジカ及びニホンザル(以下「イノシシ等」という。)の出没が増加していることから、熊本市では人的被害を未然に防止するため警察や熊本市有害鳥獣駆除隊(以下「市駆除隊」という。)と連携して追払いや捕獲を強化しています。今後、さらに、本市の鳥獣対策を強化するためには、イノシシ等が住宅地に寄り付かないような取組を地域全体で推進することが不可欠であることから、本市や市駆除隊と連携して住宅地への出没や人的被害の未然防止、捕獲活動等の被害対策等に取り組む自治会等を募集します。

また、取り組み自治会等が、地域の課題や問題点等の改善に向けて専門家等を招へいして行う研修会等の実施に要する経費の補助について募集します。

募集

募集期間

令和8年(2026年)4月1日(水)～令和9年(2027年)3月31日(水)まで

※定数になり次第、募集を締め切ります。

応募要件

事業に応募できる自治会等は、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- (1)イノシシ等による被害が発生している地域又はその被害の発生が予想される地域において、代表者を中心とした組織を構成し、専門家である市駆除隊や市職員の助言及び指導を受け、イノシシ等の住宅地への出没や人的被害及び家庭菜園等の被害を未然に防止する取組を推進しようとする自治会等であること。
- (2)自治会等は、同一自治会内に居住又は同一地域に勤務する満18歳以上の者10人以上の構成員で構成することとし、構成員の中から代表及び副代表をそれぞれ1人選任すること。この場合において、代表は自治会等を統括する者を選任すること。
- (3)狩猟免許を所持している会員は、有害鳥獣の捕獲等に伴う事故等により生じた損害について賠償できるよう、狩猟災害共済又は損害保険等(いずれも保険金額3,000万円以上)に必ず加入していること。

活動内容

主な活動内容は下記のとおりです。これらの活動に地域全体で取り組んでください。

- (1)「えづけ STOP!」活動 (家庭菜園の収穫残渣や放任果樹の除去など)
- (2) 広報活動 (現地調査に基づいたハザードマップ作成など)
- (3) 環境整備活動 (鳥獣の潜み場をなくすため)
- (4) 被害防止活動 (通学路への電気柵設置など)
- (5) 市駆除隊と連携した追払い活動や箱わなによる捕獲活動
- (6) 地域の課題や問題点等の改善に向けて専門家等による研修会等の開催

活動期間

事業決定日 ～ 令和9年(2027年)3月31日(水)まで

みんなで対策するぞ!

募集自治会等

10自治会等程度(研修会等 1自治会等)

※ 定数になり次第、募集を締め切ります。



活動区域

イノシシ等の被害が出ている熊本市小学校区の自治会等

被害防止活動
に対する支援

下記の用具を貸与及び補助しますので、本市及び市駆除隊と連携して対策に取り組んでください。

- (1) イノシシ等捕獲用箱わな
- (2) 電気柵(300m×2段)
- (3) ネットランチャー(カートリッジについては自治会等の負担とするもの)
- (4) LED ライト
- (5) その他(追払い資材等)
- (6) 取り組み自治会等が専門家等を招へいして行う研修会等の実施に要する経費

(裏)

- ※ 数量の限度については市の業務に支障のない範囲で支援します。
- ※ 用具が破損した時は自治会等が責を負うこととします。ただし、使用による破損等が生じた場合はこの限りではありません。
- ※ 用具を紛失した場合は自治会等が責を負うこととします。
- ※ 研修会等の実施に要する経費は、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業補助金交付要綱をご参照ください。

遵守事項

- (1) 活動において、関係法令を遵守してください。
- (2) 安全対策に十分留意し、事故が起こることがないように努めてください。
- (3) 事業の実施において事故や怪我等(第三者に係るものを含む。)が発生した場合は、狩猟共済保険又は損害保険に規定する保険等により対応を行ってください。
- (4) 事故や怪我等(第三者に係るものを含む。)が発生した場合は、直ちに市長に報告するものとともに、事業団体が責任を持って対応してください。この場合において、市は事故や怪我等(第三者に係るものを含む。)について全ての責任を負いません。
- (5) 捕獲した野生鳥獣は現場に放置することなく、適正に処理してください。

応募書類

応募の際に必要な書類は次のとおりです。

- ① 事業申請書 (様式第1号)
- ② 活動計画書 (様式第2号)
- ③ 誓約書 (様式第3号)
- ④ 構成員届出書 (様式第4号)
- ⑤ 被害状況が分かる資料(写真等)
- ⑥ 狩猟災害共済又は損害保険(いずれも保険金額 3,000 万円以上)など、加入証明できる書類
※該当する自治会等のみ
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの



- ※ 申請書・各様式・要綱・要領は、熊本市ホームページからもダウンロードができます。
- ※ その他、応募に関する留意事項等については「熊本市市民との協働による鳥獣対策事業実施要綱」及び「公募の手引き」をご確認の上ご提出ください。
- ※ 研修会等の実施に要する経費についての補助金の申請をされる場合は、応募書類がありますので詳しくは、熊本市市民との協働による鳥獣対策事業補助金交付要綱をご確認いただくとともに

応募の審査及び結果について

- (1) 申請書類を受理後、書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該申請の内容を審査し、事業の開始を決定した者については、「熊本市市民との協働による鳥獣対策事業決定通知書」により通知します。
- (2) 審査の結果、事業を行わないと決定した者には、「熊本市市民との協働による鳥獣対策事業の選定について」により通知します。

その他

決定まで時間を要しますので取組には十分余裕をもって申請をお願いします。
ご質問・不明な点等ございましたら、農業支援課「鳥獣対策室」までご連絡ください。

応募書類の提出先・ご相談について

熊本市役所 農業支援課 「鳥獣対策室」まで
熊本市中央区手取本町1-1 市役所12階
電話番号096-328-2369

